

初動期 活動シートA 待機の呼びかけ



□ ①『**初動期 活動シートB 施設の安全確認**』により、施設の安全性が確認されるまで、施設内には避難できない旨を呼びかけます。

□ ② - 1 自治会・町内会単位等でまとまって校庭等に待機してもらうよう呼びかけます。

□ ② - 2 地域以外の避難者や自治会・町内会に属さない方などがある場合は、その方々でまとまって待機してもらうようよびかけます。

□ ③ けがをされている方や、体調が悪い方がいれば申し出てもらいます。

※いる場合は※

□ 防災備蓄倉庫内の「救急箱」を活用し、応急手当を行います。

* 避難者の中に医療従事者がいないか確認し、いる場合は協力を要請します。

* けが人や体調不良者は、応急手当後も随時、状態を確認しましょう。

* 様式 2 3 「応急手当の方法」

□ 対応が困難なけがや病気は、救急車を手配します。

* 「119」番通報を行います。避難所の施設名や住所、けが人や病人の様態を伝えてください。

初動期

活動シートB 施設の安全確認



- ✓ 避難者を受け入れる前に、必ず施設の安全点検を行いましょよう。
- ✓ 建物を専門的に確認できる方がいる場合は、協力を依頼しましょよう。いない場合は、目視で確認します。
- ✓ 確認者の安全を第一とし、建物が明らかに危険な場合は実施しません。

～建物を専門的に確認できる方がいる場合～

- * 避難者に被災建築物応急危険度判定士（または建築士）がいる場合は判定協力を依頼します。
- * 応急危険度判定を実施し、判定結果に応じて次のとおり対応します。

安全

判定内容：使用可能

建物内部の安全点検

以下の項目をチェックしましょう。下線部分に該当する場合は、避難所として使用できません。

- ▶ 天井、照明器具、窓ガラスや窓枠、バスケットゴールの落下及び落下の危険性がないか
- ▶ 床面の陥没はないか ▶ 窓ガラスの飛散はないか
- ▶ 壁に大きな破損、ひび割れ、はく離はないか
- ▶ 屋内の備品が転倒していないか、転倒する危険がないか

『要注意』

判定内容：必要な改修工事を行うことで使用可能

- 避難者を避難させない
- 判定結果を建物に表示する
- 施設利用できない旨を市担当者（不在の場合は市災害対策支部（まちづくりセンター））に報告
- ※ 代替施設の確保（他の避難所への振分け）を要請

* 要請方法は、『初動期 活動シートH 状況や開設の報告』

『危険』

判定内容：改築または大規模な補強工事を行わなければ使用できない

安全な場合は避難者を収容

～建物を専門的に確認できる方がいない場合～

□ 目視により安全性を判定

※目視による安全確認は簡易的な判定であることに注意

- 周囲の地面の亀裂や、周囲の建物が倒れてきそうな危険はないか
- 建物の一部が崩れたり、つぶれたりしていないか
- 壁や柱に大きなひび割れや亀裂が入っていないか
- 出入口の扉の開閉ができない箇所が複数あるか
- 建物が傾いたり、沈んだりしていないか
- 鉄骨の骨組みが壊れたり変形したりしていないか

□ 上記に該当なし【避難所使用可】

- 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を市災害対策支部（まちづくりセンター）に依頼

□ 建物内部の安全点検

以下の項目をチェックしましょう。下線部分に該当する場合は、避難所として使用できません。

- ▶ 天井、照明器具、窓ガラスや窓枠、バスケットゴールの落下及び落下の危険性がないか
- ▶ 床面の陥没はないか
- ▶ 窓ガラスの飛散はないか
- ▶ 壁に大きな破損、ひび割れ、はく離はないか
- ▶ 屋内の備品が転倒していないか、転倒する危険がないか

□ 安全な場合は避難者を収容

□ 上記の1つでも該当【避難所使用不可】

- 避難者を避難させない
 - 判定結果を建物に表示する
 - 施設が利用できない旨を市担当者（不在の場合は市災害対策支部（まちづくりセンター））に報告
- ※代替施設の確保（他の避難所への振り分け）を要請

下線部分に該当

* 要請方法は、『初動期 活動シートH 状況や開設の報告』

初動期

活動シートC 居住スペースの整理



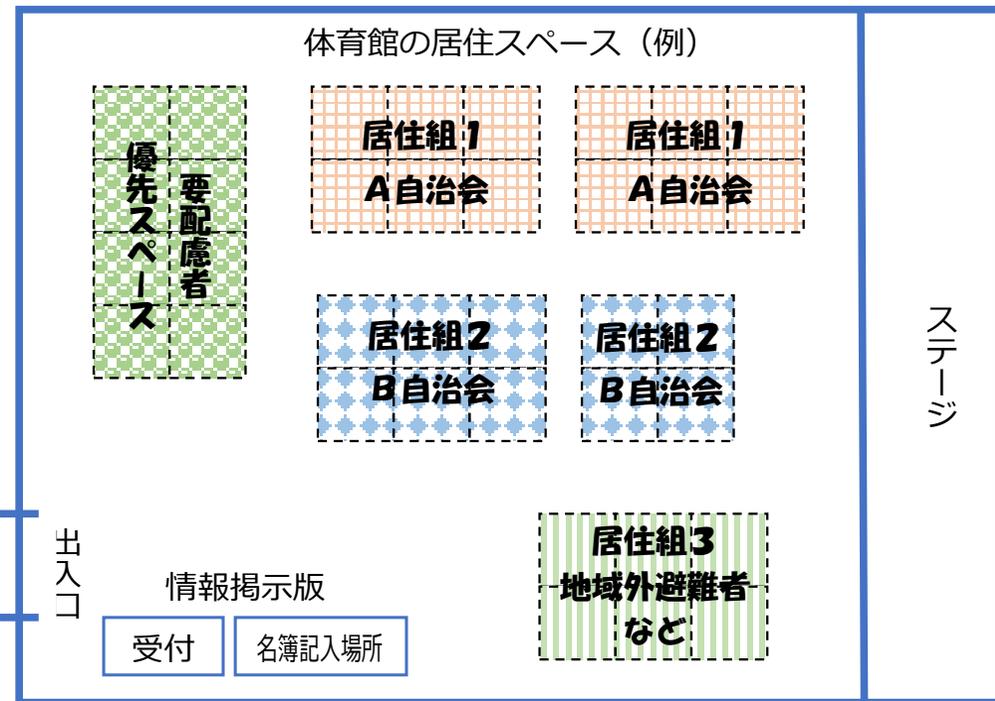
- ✓ まずは避難者に避難してもらうための、居住スペースを決めます。
- ✓ 利用にあたっては、避難者一人当たりのスペースをしっかりと守ってもらうようにします。

① 避難者を収容後、地域ごとにスペースを割り振ります。

* 避難当初は、一時的に避難している方も多く含まれる時期なので、広いスペースの中で地域ごとにまとまってもらいます。

* 一人当たりの最低限必要なスペースはおおよそ2～3㎡です。

* 荷物や敷物で世帯同士の区画を明確にします。



② 要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児など）で、体育館での避難生活が可能なのは、その中で環境のよい避難スペースを確保します。

* 要配慮者への対応は、[『救護班 活動シートC 避難所での要配慮者への対応』](#)も参考にします。

初動期 活動シートD 避難者数の把握



★避難者数を把握する目的は以下のとおりです。

- 安否確認の状況把握
- 食料の確保（必要な物や、必要な量を適正に把握する）

★ 落ち着いたら、避難者名簿を作成して避難者の入退所を管理します。

①自治会・町内会単位などにまとめてもらいます。

②避難者の人数を確認します。

* **最初はおおむねの人数**でもかまいません。

* 避難者名簿は落ち着いてから記入してもらいます。

* 自治会・町内会の代表者などに避難者の人数を報告してもらうなど、確認方法は可能な方法でかまいません。

③市災害対策支部に人数の報告を行うため、避難者数を集計します。

④地域で逃げ遅れた方や、避難できない方などの情報を確認します。

* 自治会・町内会の安否確認などにより把握します。

* 救助が必要な方などの情報は、[『初動期 活動シートH 状況や開設の報告』](#)により災害対策支部へ伝達します。

初動期

活動シートE 避難所トイレの確保



- ✓ 施設トイレの使用可否の確認やトイレ用水の確保などを行います。
- ✓ 施設のトイレが使用できない場合は、別途トイレを確保する必要があります。

①トイレを次の手順で確保します。

トイレの室内が安全か（落下物などの危険がないか）

○安全

×危険

便器は使用可能な状態か（大きな破損がないか）

○可能

×不可

水が流れるか（断水していないか）

○流れる

×流れない

水の確保が可能か（プールや河川の水など）

○可能

×不可

防災備蓄倉庫内の凝固剤を利用

*「非常用トイレセット（BOS）」に同梱されている防臭袋を便座にセットします。

* 使用後は、し尿を固める凝固剤を利用してください。

トイレの用水を確保し施設のトイレを使用します（②へ）

施設のトイレを使用します

施設のトイレは
使用しません

（③へ）



② トイレの用水を確保し、施設トイレの使用環境を整えます。

「プールの貯留水」や「河川の水」などをバケツなどにためて、流し用水とします。

↓
* 衛生上、手洗いには活用できませんので、張り紙などをして周知しましょう。

防災備蓄倉庫からごみ箱やごみ袋を取り出します。

↓
 防災備蓄倉庫からトイレットペーパーを取りだします。

↓
 防災備蓄倉庫から手指消毒液や消毒液（清掃用）などを取り出します。

↓
* 手洗い用の水が確保できない場合、防災備蓄倉庫内の消毒液を利用します。

* もしくは施設管理者と協議し、施設の消毒液などを借りて活用します。

↓
 使用前に、使用できるトイレの場所や、使用方法を避難者に十分に周知します。

□ ③ 簡易トイレや仮設トイレを設置し、使用環境を整えます。

施設のトイレが使用できない場合は、備蓄倉庫内の「段ボールトイレ」や「仮設トイレ（バンクイック）」などを設置します。

□ 段ボールトイレ



* 防災備蓄倉庫に100個入っています。

- 段ボールを組み立てると便座になります。
- 非常用トイレセット（BOS）の防臭袋を便座にセットし、用を足した後は、し尿を固める凝固剤を使います。
- 固まった後は、燃えるごみで出します。



* 施設トイレの室内などに設置します。

□ 仮設トイレ（バンクイック）



* 一部の防災備蓄倉庫に和式・洋式・障害者用が入っています。

* 組み立てに大人4～5名は必要です。

- 便槽内のし尿を分解し、液化分のみを消毒して下水道に放流処理します。
- 付属の説明書に従って組み立てます。

* 屋外などに設置します。

□組み立てる前に、設置場所、運用方法を決めます。



トイレの設置場所の検討

- ✓ 居住空間からある程度以上離れ、臭気などが避けられる屋外
- ✓ し尿を収集運搬する車の出入りが可能な場所
- ✓ 夜間等における照明用の電源が確保しやすい場所（防犯上の観点からも重要）
- ✓ 清掃用の水が確保しやすい場所



運用方法のポイント

- ✓ 夜間の利用のために、防災備蓄倉庫内の「発電機」や「投光器」を設置し、明かりを確保しましょう。
- ✓ 可能であれば女性専用を何割か指定し、共有トイレから少し距離を置きましょう。
- ✓ 女性用のトイレには、防災備蓄倉庫の「防犯ブザー」を設置しましょう。
- ✓ 足の不自由な方などは洋式を優先して使用できるようにしましょう。

□ 防災備蓄倉庫からトイレットペーパーを取りだします。

* 使用したトイレットペーパーは、水で流さずに凝固剤で固める、直接ごみ袋に捨てるなどします。

* ごみ袋に捨てる場合は口を縛るなど、臭い対策もしましょう。

□ 防災備蓄倉庫から手指消毒液や消毒液（清掃用）などを取り出します。

* 手洗い用の水が確保できない場合、防災備蓄倉庫内の消毒液を利用します。

* もしくは施設管理者と協議し、施設の消毒液などを借りて活用します。

□ 使用前に、使用できるトイレの場所や、使用方法を避難者に十分に周知します。

初動期 活動シートF 要配慮者への対応



- ✓ 高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児など、災害時に支援が必要となる可能性の高い「要配慮者」には、特に留意して対応します。
- ✓ 情報伝達、物資や生活環境など、優先的な対応を実施します。

～避難スペースなどへの対応～

- ①避難者の障害・体力などを考慮し、環境の良い避難スペースを検討しましょう。

- * トイレに行きやすい場所やなるべく広いスペースを確保します。
- * 施設管理者と、教室などの利用についても協議します。

避難スペースへの配慮

- ✓ 車椅子利用者のための通路を設ける（通行可能な110センチを確保）
- ✓ 移動に困難がある人はスムーズに通路に出られるよう、居住スペースの外側（通路側）に配置
- ✓ 視覚障害者は自身の位置が把握しやすい壁際に配置。点字による掲示やトイレへの案内用のロープ設置等の工夫
- ✓ 視覚・聴覚障害者は情報を入手しやすい場所（掲示板や避難所運営本部）の近くに配置

②要配慮者用の備蓄物資を活用しましょう。

物資	活用方法
●段ボールベッド	直接床に寝ることが困難な方用に設置
●ケアスロープ	車椅子利用者が避難所に出入りするために設置
●筆談ボード、ホワイトボード、 聴覚障害者災害時援助用 バンダナ	聴覚障害者への情報伝達などを行う際に使用

* 各物資の説明は、次のページに記載しています。

* 必要に応じて、他の班とも連携しながら、要配慮者を支援しましょう。

③要配慮者をケアするための専門職員が必要な場合は、市災害対策支部に要請しましょう。

* 要請方法は、[『初動期 活動シートH 状況や開設の報告』](#)

段ボールベッド

- ✓ 説明書が同梱されており、工具等を使わずに、誰でも簡単に組み立てられます。
- ✓ 備蓄数量は各避難所 1 2 台です。

* 備蓄場所は、『[食料物資班 活動シートA備蓄物資の確認](#)』の避難所ごとに保管場所が異なる備蓄物資を確認してください。



ケアスロープ

- ✓ 車椅子利用者のための段差を解消するためのスロープです。
- ✓ 防災備蓄倉庫に保管しています。



《ケアスロープ導入避難所（令和3年度末時点）》

並木地区	若松小、中央中、生涯学習推進センター
所沢地区	所沢小
新所沢地区	清進小、向陽中
新所沢東地区	美原小、美原中
松井地区	牛沼小、東中
吾妻地区	南小、荒幡小
山口地区	山口小、上山口中、椿峰小
小手指地区	北中小、北野中、所沢西高校
三ヶ島地区	三ヶ島小、林小、宮前小、三ヶ島中、狭山ヶ丘中、芸術総合高校

※「既設のスロープが無い」「体育館への段差が大きい」など段差の状況を調査しながら順次、導入しています。

筆談ボード・聴覚障害者災害時援助用バンダナ

✓筆談ボードは小型のホワイトボードです。

✓バンダナ（右）は

◎「耳がきこえません」側を身に着ける

⇒手話・筆談などによるコミュニケーションが必要であることを周りの方に知らせることができます。

◎「手話ができます」側を身に着ける

⇒聴覚障害者の方が手話通訳者（支援者）を探す場合の目印になります。

◎「筆談ができます」側を身に着ける

⇒聴覚障害者の方が筆談ができる方を探す場合の目印になります。

✓ 防災備蓄倉庫に保管しています。



～外国人への対応～

- ①簡単な日本語でゆっくり話したり、外国語ができる方の協力を得て対応しましょう。

↓
* 通訳や外国語のできる人が避難所内にいないか確認し、協力を求めます。

- ②多言語での情報提供が必要な場合は、「災害多言語情報センター」を案内しましょう。

↓
* 大規模災害発生時に埼玉県国際課と埼玉県国際交流協会が協働で開設します。
* やさしい日本語と多言語での電話相談などを行います。

埼玉県国際交流協会 ☎048-833-2992

- ③文化や習慣に配慮します。

* 備蓄倉庫内のアルファ米で、禁忌品の有無を確認するなどします

* 宗教などにより食べられないものなどがある場合は、できる範囲で配慮します。



「やさしい日本語」

✓ やさしい日本語とは普通の日本語より簡単で、外国人に分かりやすいように配慮した日本語です。

「やさしい日本語」にするための主な規則

- ① 難しいことばを避け、簡単な語を使ってください。あいまいな表現は避けてください。
- ② 使用する漢字や、漢字の使用量に注意してください。漢字にルビ（ふりがな）を振ってください。
- ③ 文節で余白を空けて区切る、「分かち書き」にしてことばのまとまりを認識しやすくしてください。
- ④ 災害時によく使われる言葉、知っておいた方がよいと思われる言葉はそのまま使い、「やさしい日本語」による言い換えを添えてください。

避難所でよく使われる言葉を「やさしい日本語」にすると・・・

- ① 避難所 → 避難所（ひなんじょ） <みんなが 逃（に） げる ところ>
- ② 食事の配給 → 食べ物（たべもの）をもらうことができる
- ③ 給水 → 水（みず）を もらうことができる
- ④ 炊き出し → 炊き出し（たきだし） <温（あたた）かい食（た）べ物（もの）を作（つく）って配（くば）る>
- ⑤ 震度 → 地震（じしん）の大（おお）きさ ⑥ 余震 → 余震（よしん） <あとからくる地震（じしん）>
- ⑦ 避難 → 逃（に） げる ⑧ 被害亀裂のに入った壁 → 壊（こわ）れた 壁（かべ）
- ⑨ ライフライン → 電気（でんき）ガス 水道（すいどう）
- ⑩ ボランティア → ボランティア <手伝（てつだ）う人（ひと）>
- ⑪ デマ → うその話（はなし）
- ⑫ 土足厳禁 → 靴（くつ）を脱（ぬ）いでください

～要配慮者別の配慮事項～

★『様式24 要配慮者別の配慮事項』を確認してください。

要配慮者に必要な配慮は、一般の避難者同士でも必要な配慮である場合が多くなります。

⇒避難者の方それぞれが持つ特性を理解し、要配慮者を含む皆さんが避難所運営に参画しながら、お互いに配慮の心を持った避難所運営を目指しましょう。

初動期

活動シートG ペット連れ避難者への対応



- ✓ ペットと一緒に避難する方には、避難所でのペットの対応についてしっかりと理解してもらう必要があります。

～次の2点がペット避難の原則です～

★同行避難

※同行避難とは、「避難者とペットは一緒に避難所まで避難できるが、同じ空間で居住できない場合があること」を言います。

★避難所でのペットの世話は
飼い主の責任

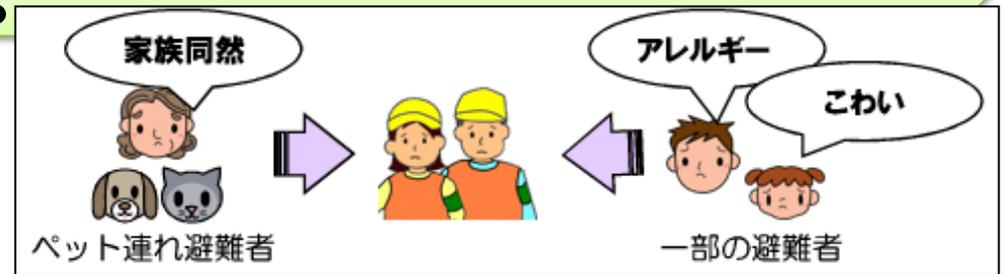
- ① 避難所にペットを連れてきた避難者に、原則「同行避難」である旨を呼びかけます。



- ② 受入スペースを決定します。

* ペットの受け入れは、人によって意見の違いがあるので留意します。

 スペースの考え方



- ▶ 屋外で飼育可能なペットは、原則「屋外」にスペースを確保
→ 繋ぎとめるなどし、飼い主に責任を持って飼育
- ▶ 屋外で飼育困難なペットについては、以下の点を厳守
 - * ケージなどに入れ、飼い主が責任を持って管理する。
 - * 他の避難者の避難スペースと分離する。
 - * 施設管理者等と十分協議する。

- ③ ペット連れ避難者の責任を十分説明し、他の避難者に理解を得てペットを受け入れます。

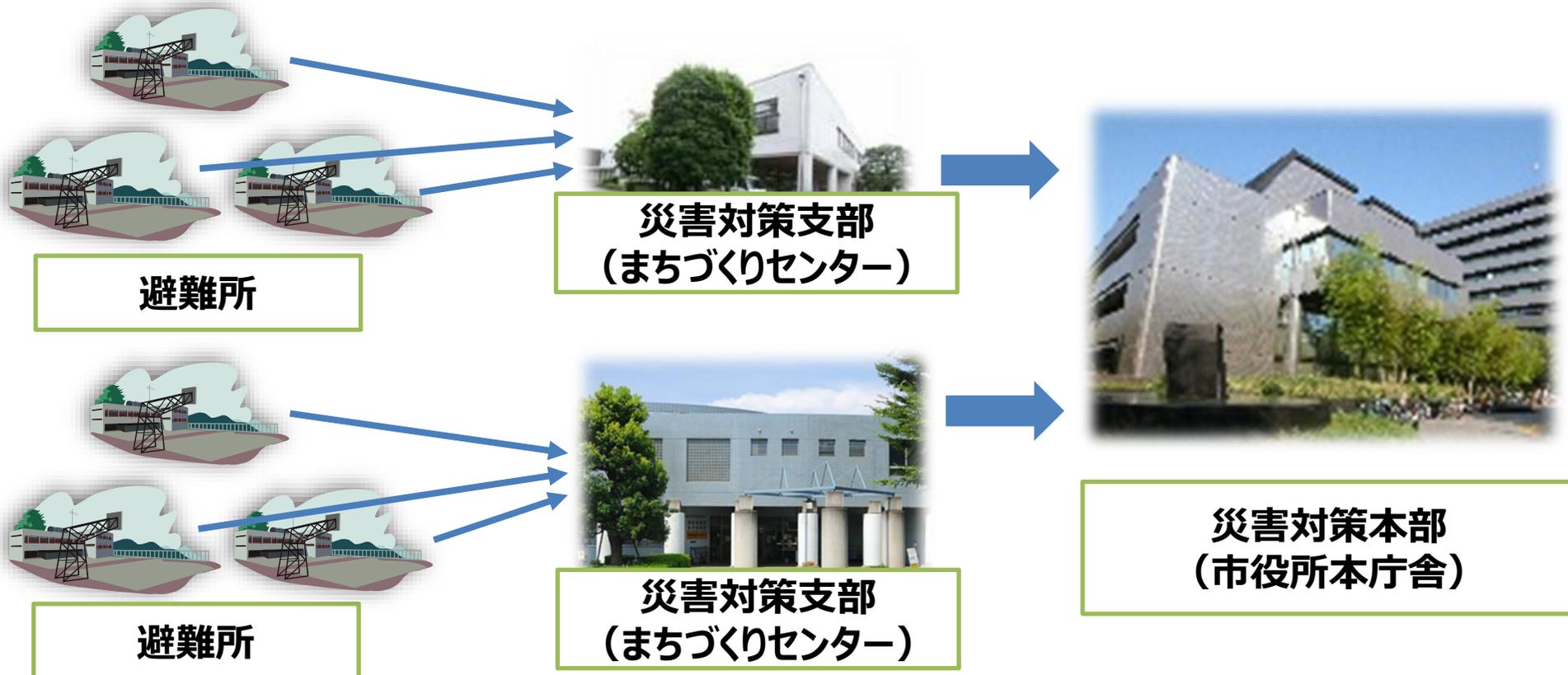
初動期 活動シートH 状況や開設の報告



- ✓ 避難直後の、市災害対策支部への報告や要請の方法を示しています。

★避難所の運営体制が整うまでの間は、原則として市担当者が市災害対策支部との連絡等を行います。運営体制が整った後は、情報広報班が行います（引き継ぎます）

- 災害対策本部への避難所の状況報告、要望等の伝達などは、**市災害対策支部（まちづくりセンター）**を通じて（情報を一元化して）行います。



*** 市災害対策支部の連絡先や住所は次のとおりです。**

市災害対策支部	住所	電話	FAX
松井まちづくりセンター	上安松1286- 1	2994-1222	2994-1237
富岡まちづくりセンター	北岩岡117-1	2942-3110	2942-3244
小手指まちづくりセンター	北野南1-5-2	2948-1295	2948-1247
山口まちづくりセンター	山口5004	2924-1224	2924-1647
吾妻まちづくりセンター	久米2229-1	2924-0118	2924-0168
柳瀬まちづくりセンター	城964-8	2944-2113	2944-2813
三ヶ島まちづくりセンター	三ヶ島5-1639-1	2948-1204	2948-1429
新所沢まちづくりセンター	緑町1-8-3	2924-2955	2924-2960
新所沢東まちづくりセンター	美原町1-2922-16	2943-0909	2943-0915
所沢まちづくりセンター	元町27-5	2926-9355	2926-9727
並木まちづくりセンター	並木8-3	2998-5911	2998-5915

～第1報の報告～

①避難者の状況などをまとめます。

*速やかに、第1報を、市災害対策支部に報告します。

*様式7「避難所状況報告書（初動期用）」

●この様式により、第1報以降も、第2報（概ね3時間後）、第3報（概ね6時間後）を報告します。

●建物の安全確認の状況は「初動期 活動シートB 施設の安全確認」で、避難者数は「初動期 活動シートD避難者数の把握」で把握します。

②-1（電話回線が使える場合）

※校舎等の電話は施設管理者が開放時に利用可能

市災害対策支部への報告は、FAXで行います。

FAXが使えない場合は施設の電話を使って、口頭で必要事項を伝えます。

②-2（電話回線が使えない場合）

災害時特設公衆電話（次頁を参照）や伝令などにより行います。

防災行政無線アンサーバック機能も使用できますが、危機管理室のみとの連絡に限定されますので、最終的な手段として利用します。



災害時特設公衆電話

- ✓ 災害時特設公衆電話は、家族や知人等の安否確認のために無料で利用できる優先電話です。
 - ※発信のみで、受信はできません。
 - ※利用後は事後報告でも構いませんので、必ず危機管理室にご連絡ください。東日本電信電話株式会社に利用開始の連絡をします。
- ✓ 使い方は次のとおりです。

1. 防災備蓄倉庫から「災害時特設公衆電話」のクリアボックスを出します。



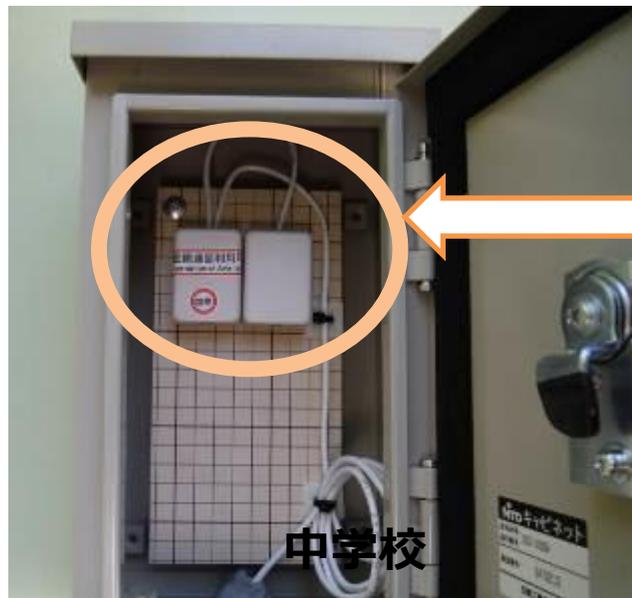
2. クリアボックスには、「電話機（2機）」「電話線（2本）」「災害時特設公衆電話の設置場所地図」「マニュアル」「鍵」が入っています。



3. 電話BOXは校舎の壁面などに設置しています。場所は、クリアボックス内の地図で確認してください。



4. 鍵を使って、電話BOXを開けます。その後、「電話機と電話線」「電話線とモジュラージャック」を繋ぎます。



※開けるとモジュラージャック（電話線を繋ぐ箇所）が2口あります
※電話機と電話線を繋ぐと電話利用ができます

平常時の利用は絶対にしないでください！！

設置避難所	
小学校	全小学校
中学校	所沢中、向陽中、美原中、南陵中、小手指中、北野中、山口中、上山口中、三ヶ島中、狭山ヶ丘中

※令和4年度末現在



防災行政無線アンサーバック機能

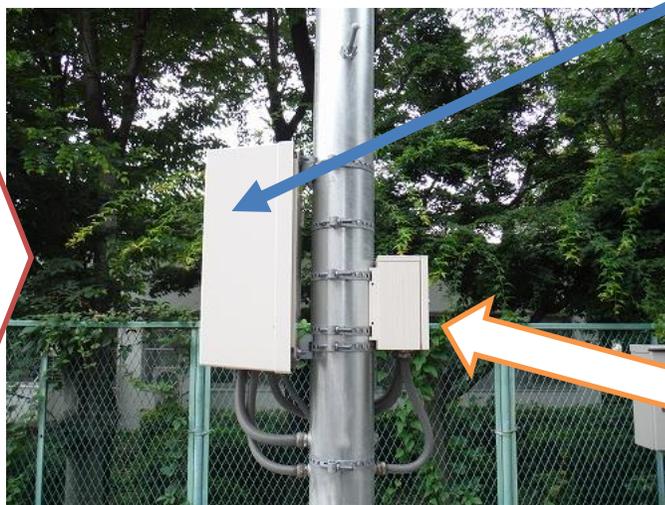
**市役所本庁舎（危機管理室）と交信する機能です。
一般の電話回線には繋がりません。**

設置箇所は「様式 2 5 アンサーバック機能付き防災行政無線設置箇所」を確認してください。

1. 防災行政無線です。



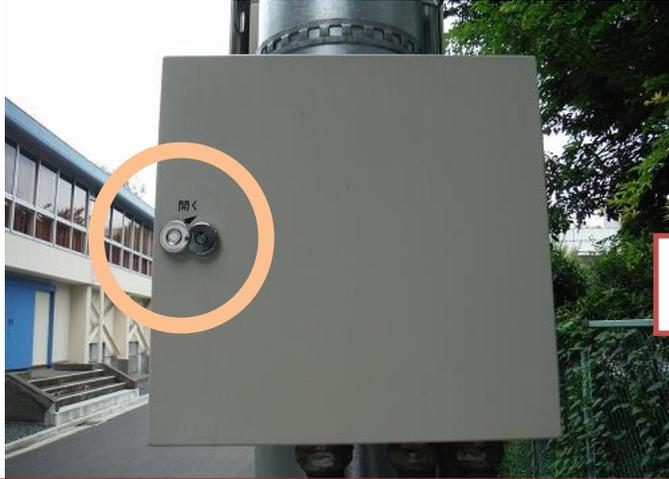
2. 外部接続箱に電話が付いています。



※こちらは機器のメンテナンスに使用するため、触らないでください

※こちらの小さい箱が外部接続箱で、こちらを開けます

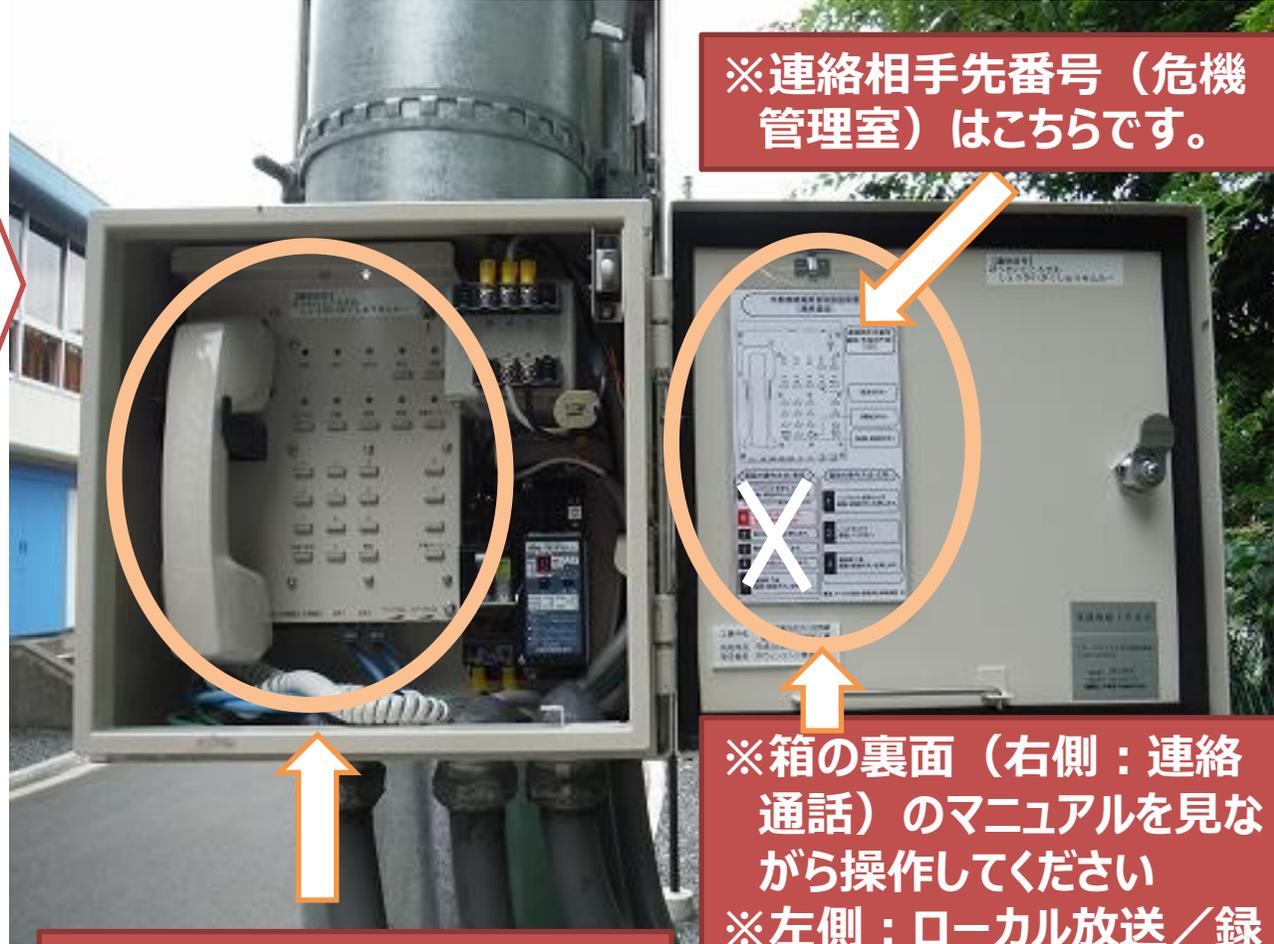
3. 外部接続箱のつまみをずらして、鍵を挿入し、右に回して開けてください。



※外部接続箱の鍵は、市担当者が保有しています

※鍵を避難者等に引き継ぐ場合は、原則として「避難所運営委員会の会長」に引き継ぐこととし、引き継いだ方や引継日を控えておきましょう。

4. 外部接続箱の内部です。電話機を使用して通話等を行います。



※連絡相手先番号（危機管理室）はこちらです。

※こちらが通信用の電話です

※箱の裏面（右側：連絡通話）のマニュアルを見ながら操作してください
※左側：ローカル放送／録音内容再生は使用しないでください

初動期 活動シートI 水の確保



- ✓ 飲料水は、受水槽や耐震性貯水槽から確保します。

□ 飲料水を次の手順で確保します。

□ 建物の水道の蛇口から水が出ますか

○出る

×出ない

□ 受水槽に蛇口が設置されていて水が出ますか

○出る

* 各小中学校の受水槽は震度5弱以上で緊急遮断弁が作動し、受水槽内の水を確保できる仕組みになっています。
* 受水槽蛇口のハンドルを回すと水が出ます。



※施設管理者がいる場合は受水槽のフェンスを開けてもらいます

□ 水が濁っていますか

○濁っていない

×濁っている※

□ しばらく水を流すと透明になりますか

○なる

×ならない

×出ない

□ 利用可能な蛇口から飲料水を確保します

□ 確保ができない場合は、市現地災害対策本部に応急給水を要請します。

※白く濁っている場合：水に溶けている空気が細かい泡となって出てきたもので問題ありません。
しばらく水を流すと透明になります。
※黄色・茶色に濁っている場合：配管内の鉄さびが流れて出てきたものです。鉄は人体への影響は弱いため、多少の摂取は問題ありません。

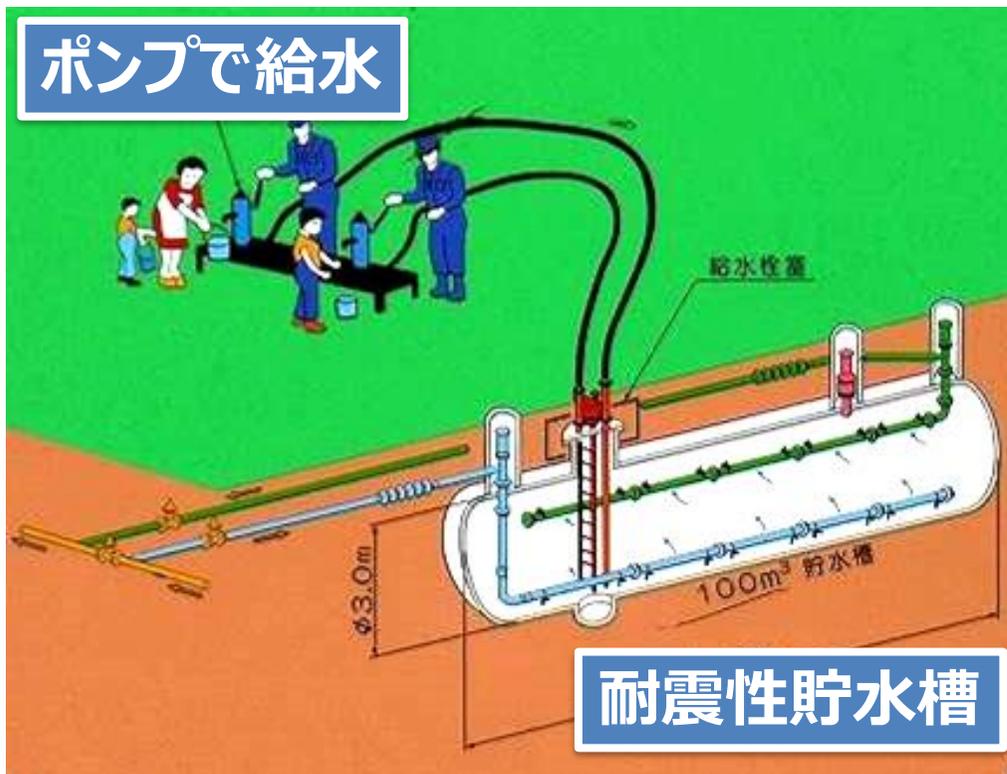
* 要請方法は、『[初動期 活動シートH 状況や開設の報告](#)』により行います。



耐震性貯水槽について

- ✓ 通常は、地中の水道管として水道水が循環していますが、地震等の災害時には緊急遮断弁が作動して貯水槽内の水を確保できる構造になっています。
- ✓ 貯水量は1基あたり100m³（100 t）であり、1日当たり1人3ℓを飲むと仮定した場合、約33,000人分を確保できます
- ✓ 貯水槽内の水は、手動ポンプで水を汲み上げ、給水できるようになっています。

ポンプで給水



耐震性貯水槽

市では下記の5箇所に
耐震性貯水槽を設置しています

設置場所	住所
所沢市民文化センターミュージズ	並木1-9-1
東所沢小学校	東所沢2-26-1
小手指小学校	小手指元町2-29-2
南小学校	南住吉18-29
伸栄小学校	中新井1-93-1

- ✓ 耐震性貯水槽の利用に必要な用具一式（マニュアル含む）を、『防災備蓄倉庫』や『耐震性貯水槽用の倉庫』に入れています。



- ✓ 防災備蓄倉庫及び耐震性貯水槽用の倉庫の鍵は、避難所に参集する市職員、自治会・町内会の鍵管理者（避難所の門扉等の鍵と同様）に配布しています。

○所沢市民文化センターミュージズ



貯水槽の場所は
ミュージズ駐車場

用具一式はミュージズ内の倉庫
※施設が開いている場合に使用可能

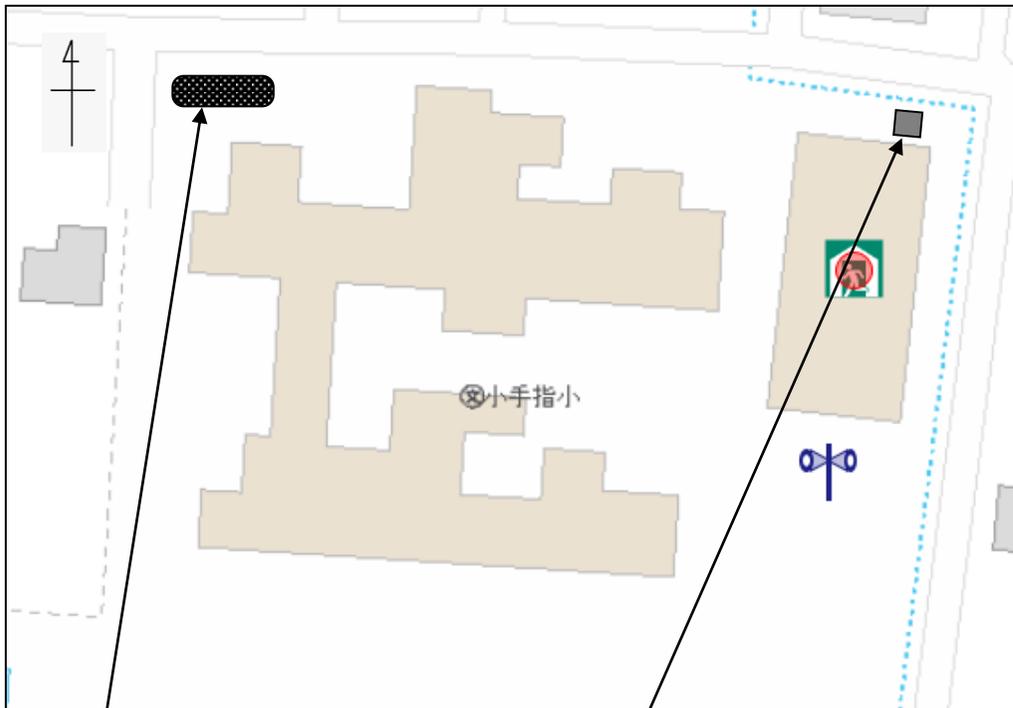
○東所沢小学校



貯水槽の場所は
校舎西側

用具一式は市の
防災備蓄倉庫

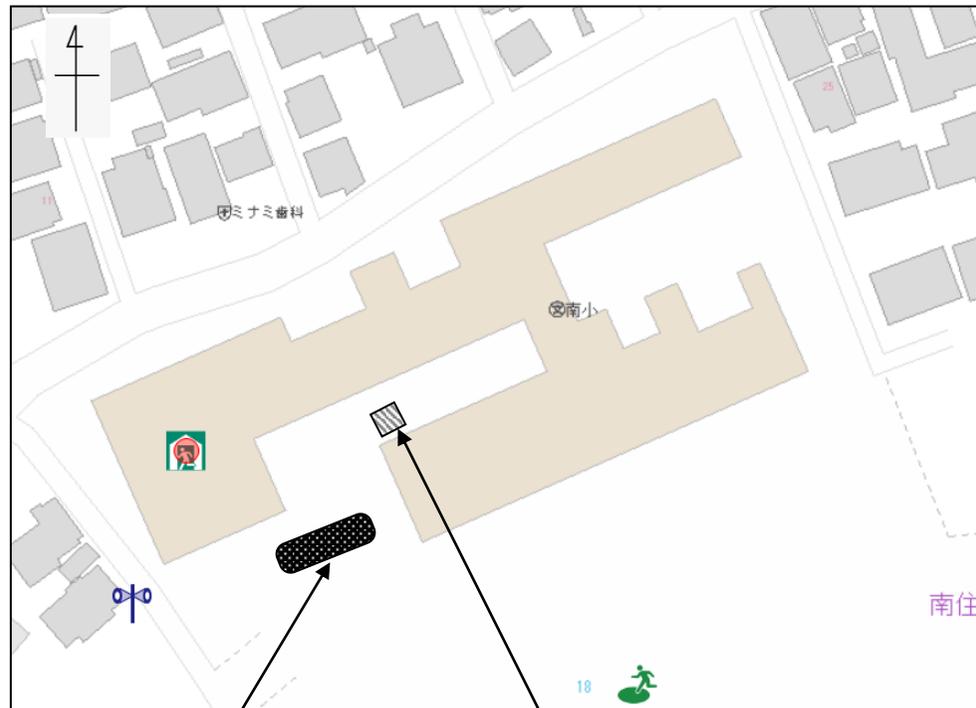
○小手指小学校



貯水槽の場所は
校舎西側

用具一式は市の
防災備蓄倉庫

○南小学校

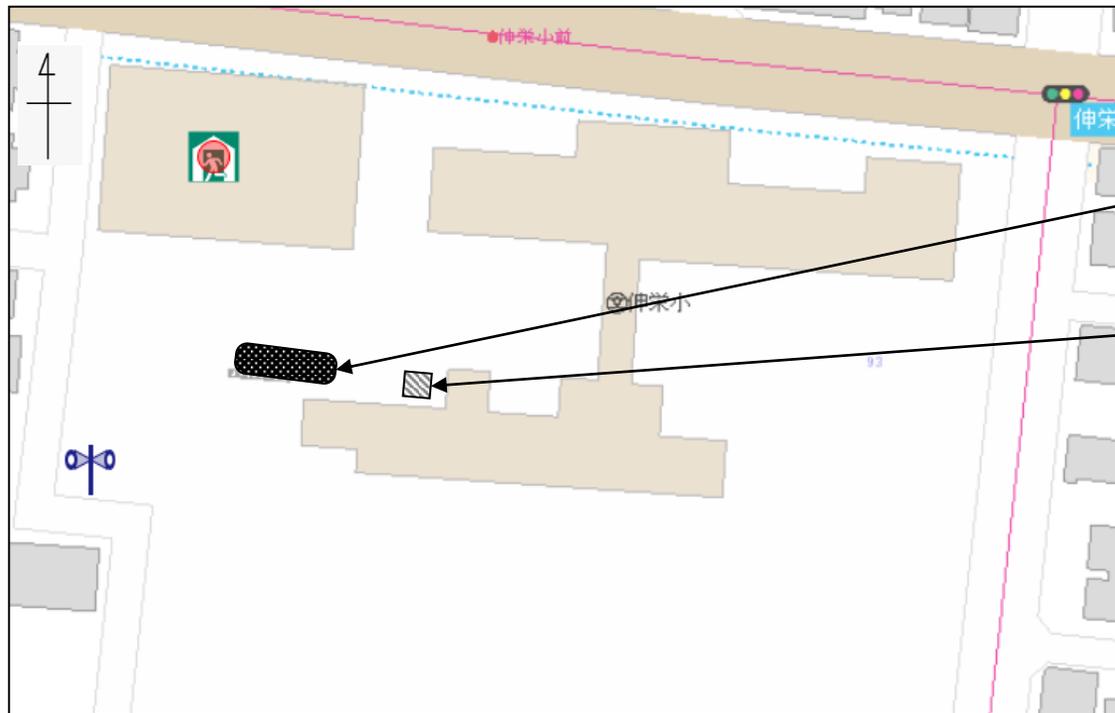


貯水槽の場所は
校舎南側

用具一式は耐震性貯水
槽専用の倉庫



○伸栄小学校



貯水槽の場所は校舎西側

用具一式は耐震性貯水槽専用の倉庫



★耐震性貯水槽の使い方

□給水室の確認

- * 貯水槽から水を汲み上げるためには、敷地地下の給水室で作業が必要になります。
- * 耐震性貯水槽の場所には写真のような「給水室」の扉がありますので、確認してください。



□給水器具による給水準備

- * 貯水槽から水を汲み上げるためのマニュアル（作業手順）を、倉庫に入れていますのでマニュアルに従って給水器具を操作します。